

●香川県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成21年7月21日から同年8月11日まで一般の縦覧に供する。

平成21年7月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 377号
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市多和字竹屋敷189番1地 先から さぬき市多和字東谷106番1地先 まで	前	5.5~25.0	1,080	平成8年香川県 告示第762号に より変更した区 域の一部の供用 開始及び設計変 更に伴う一部区 域の見直し
さぬき市多和字竹屋敷189番1地 先から さぬき市多和字東谷106番1地先 まで	後	5.5~40.0	1,080	
さぬき市多和字竹屋敷14番5地先 から さぬき市多和字竹屋敷8番1地先 まで		10.6~38.0	173	
さぬき市多和字竹屋敷7番1地先 から さぬき市多和字東谷106番2地先 まで		9.5~102.0	507	

- 4 供用開始の期日 平成21年7月22日